社会福祉法人慈恵会苦情解決要綱

制定 平成21年5月1日 一部改正 平成25年11月1日 一部改正 平成30年2月1日

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人慈恵会が提供する介護保険サービス及び介護保険外のサービス(以下「各種サービス」という。)に対し、利用者及びその家族等(以下「利用者等」という。)からの各種サービスに関する苦情に対して、適切に対応して円滑・円満に解決を図り、より良いサービスを提供することを目的とする。

(職員の責務)

第2条 職員は、日常的に利用者等との信頼関係の構築と維持に努め、利用者等からの要望や意見を積極的に聴取し、またその改善に努めなければならない。

(苦情対策体制)

- 第3条 利用者等からの苦情に適切に対応するため苦情解決責任者(以下「責任者」という。)及び苦情解決担当者(以下「担当者」という。)を置く。
- 2 責任者は、特別養護老人ホーム座間苑(以下「座間苑」という。)、ケアセンター座間 苑、特別養護老人ホーム第二座間苑(以下「第二座間苑」という。)の施設長又は新田宿 地域包括支援センター(以下「包括」という。)の管理者とする。(平成30年2月 一部改正)
- 3 担当者は、座間苑、ケアセンター座間、第二座間苑及び包括の職員の中から事業所ご とに理事長が選任する。
- 4 責任者は、担当者の報告を確認し、速やかに解決に努力する。
- 5 担当者は、利用者等からの苦情の受付をし、適切に対応するとともに責任者に報告する。

(苦情解決委員会)

- 第4条 苦情解決に当たり、苦情解決委員会を置く。
- 2 苦情解決委員会は、各責任者及び担当者で構成する。
- 3 苦情解決委員会は、責任者が必要に応じて招集し、重大な内容の苦情や再発防止策等 を協議する。

(第三者委員会)

- 第5条 苦情解決に当たって、社会性、客観性を確保し、利用者等の立場や特性に配慮して適切な対応を行うため、第三者委員会を置く。
- 2 第三者委員会の委員(以下「第三者委員」という。)は、5名以内とし、評議員、民生 委員・児童委員、学識経験者及び利用者の家族のうちから理事長が委嘱する。
- 3 第三者委員は、苦情内容の報告・聴取、苦情の直接受付、苦情申立人への助言、事業

者への助言、苦情解決のための話し合いの立会い、改善状況の報告聴取及び日常的な状況把握を職務とする。

(平成25年11月 一部改正)

4 第三者委員会は、毎年5月及び10月に開催する。ただし、理事長が必要と認めたと きは臨時に開催することができる。

(平成25年11月追加)

- 5 第三者委員が第三者委員会に出席したときは、出席1回につき交通費として3,00 0円を支給する。
- 6 第三者委員が苦情解決のための話し合いの立会をしたときは、3,000円を支給する。

(その他)

第6条 この要綱に定めのない事項は、理事長が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成21年5月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行に際し、平成15年11月1日施行の苦情解決要綱は、廃止する。

附則

この要綱は、平成25年11月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年2月1日から施行する。